

5・3憲法集会、改憲NO!



東京江東区の有明防災公園(東京臨海広域防災公園)で、「九条改憲NO! 平和といのちと人権を!五・三憲法集会実行委員会」が、五・三憲法集会実行委員会の主催と、戦争させない・九条壊すな!総がかり行動実行委員会の共催で開催された。この行動に全国港湾からは、陸・海・空・港湾二〇労組の一員として、中央各単組、東港・川港・全横の三地区港湾の代表を中心に四〇名あまりが参加した。

憲法集会は、安倍政権の暴走に立ち向かうため、大規模な共同で開催することで、九条第一項と、戦力保持幅広い多くの人のびとの開催となり、二〇一五年(横浜みなとみらい・臨港パーク)、二〇一六年、二〇一七年(東京・有明防災公園)と今回で四回目の共同開催となった。

日本国憲法は一九四七年の施行以来、この五月三日で七十一年目を迎え、その間一度も改正されていない。衆参両院は二〇〇〇年に憲法調査会、二〇〇七年に憲法審査会を設置し、様々な議論を重ねてきたが、今年は昨年より多い六万人の参加者で会場は埋め尽くされた。

現在、憲法改正を主張する政権与党(自公)と憲法改正に前向きな勢力は、憲法改正の国会発議に必要な衆参両院の三分の二以上の議席を占めており、改憲の国会発議や国民投票がいつ行われても不思議ではない状況にある。また、自民党は、憲法改正に向けて自衛隊の根拠規定の明記など四項目(①自衛隊の根拠規定の明記②緊急事態対応③参院選の合区解消④教育の充実)の条文を今年三月にまとめた。条文案は現行憲法の制定以来、初めての改正に向けた素案となるもの。安倍改憲の最大のねらい

は、憲法九条の加憲と言われている。戦争放棄を定めた九条第一項と、戦力保持幅広い多くの人のびとの開催となり、二〇一五年(横浜みなとみらい・臨港パーク)、二〇一六年、二〇一七年(東京・有明防災公園)と今回で四回目の共同開催となった。

また、安倍九条改憲NO!憲法を生かす全国統一署名は、四月下旬までに三〇〇万人の署名を目標に現在まで一三五〇万人の署名が集まっていると報告があった。

集会後には「九条改憲反対!」「憲法守れ!」「安倍改憲退陣!」などと声を上げながら街中のパレードを行った。

憲法改正手続きは、憲法九十六条で定められており、①衆参両院の総議員の三分の二以上の賛成で発議、②国民投票で過半数の賛成が必要となる。国会法は、改正原案の国会提出は衆議院で一〇〇人以上、参議院で五〇人以上の賛成者を要すると規定している。

七十一年も変える必要がなかった平和憲法を、守り生かすために来年の参院選では、改憲に前向きな議員が国会発議の三分の二を割り込むよう大きな世論をつくりだし、安倍政権の暴走にストップをかけることが求められている。

また、緊急事態条項とは、非常事態において国家存立のため、憲法が定めた基本的人権と三権分立を一時停止し、強大な権利を政府に集中させる国家緊急権といわれる制度で、権力の濫用につながるかねない。

集会では、護憲派の市民団体代表、憲法学者や労働組合が参加、憲法改憲反対、憲法を守り生かし、不戦と民主主義の心豊かな社会を目指そうなどとスピーチを行った。また、立憲野党からは、立憲民主党(枝野代表)・民進党(大塚代表)・日本共産党(志位委員長)・社民党(又市党首)の四党がステージに上がり、森友学園・加計学園など安倍首相をめぐる一連の問題を取り上げ、安倍政権の批判

をし、護憲を訴えた。また、自由党(小沢代表)からのメッセージも読み上げられた。

また、安倍九条改憲NO!憲法を生かす全国統一署名は、四月下旬までに三〇〇万人の署名を目標に現在まで一三五〇万人の署名が集まっていると報告があった。

集会後には「九条改憲反対!」「憲法守れ!」「安倍改憲退陣!」などと声を上げながら街中のパレードを行った。

憲法改正手続きは、憲法九十六条で定められており、①衆参両院の総議員の三分の二以上の賛成で発議、②国民投票で過半数の賛成が必要となる。国会法は、改正原案の国会提出は衆議院で一〇〇人以上、参議院で五〇人以上の賛成者を要すると規定している。

七十一年も変える必要がなかった平和憲法を、守り生かすために来年の参院選では、改憲に前向きな議員が国会発議の三分の二を割り込むよう大きな世論をつくりだし、安倍政権の暴走にストップをかけることが求められている。

「雇用類似の働き方」が議論された▼厚労省は三月、この働き方について保護の必要性を検討すべきとする報告書をまとめた。労働組合側の委員が専門的検討の着手を求めた一方、一部の経営者側の委員たちからは「企業が働く人に比べてハッピー度が高い」「年収一億円の労働者を解雇できない」と、逆に規制緩和を求める意見が出された▼安定収入の保障や病気・怪我の際の保障がないことが問題になっているのに、何を言っているのか理解に苦しむ。年収一億円の労働者がどれだけのいるのか。現状認識を疑わざるを得ない▼これらの委員は、裁量労働制の不適用態を作成した塩崎恭久前厚生労働大臣の人選と言われている。

自民党の「労政改革」で昨夏に設置された労働政策基本本部が、今夏までに報告書を取りまとめる予定でいる。中長期的政策の検討を名目に、労働者保護規制の緩和を主張する人物を配置しているのが特徴である。これらの委員会からは、現状認識や委員としての資質を疑わざるを得ないような発言が飛び出している▼四月二十日の会合でのテーマは「時間・空間・企業に縛られない働き方」で、労働時間や最低賃金、労災などの保護を受けられないフリーランスや一人親方などの

